

法人だより



大正橋と「SLみなかみ号」(北橋)

表紙説明はP.26

全国法人会総連合
平成31年度 税制改正に関する提言

“一人十色”～対人関係に傷つかないコツ～

経営戦略として考える「働き方改革」

老舗企業の淘汰から見えるもの

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

10月

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…10月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- ※ 税理士相互扶助の日…10月26日

11月

- 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
納期限…11月30日
- 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
納期限…11月30日
- 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月15日
- 個人事業税の納付(第2期分)
納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
- 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…11月12日
- 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…11月30日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
- 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…11月30日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

12月

- 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出
(1) 提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2) 提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(30年6月～11月分)の納付
納期限…12月10日
- 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…平成31年1月4日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成31年1月4日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成31年1月4日
- 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…平成31年1月4日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成31年1月4日
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成31年1月4日

目次

税務カレンダー	1
新税務署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	2
平成31年度税制改正に関する提言(全国法人会)	3
経営のヒント	
働き方改革	9
老舗企業の淘汰	11
健康情報	
一人十色	12
最近の話題から	
日大アメフト不祥事の教訓	13
何をもって判断基準とするべきか	14

部会だより	15
地区会だより・会員企業紹介	16
税理士会コーナー	
税理士会からのお知らせ【税理士 柏 昌幸】	19
経営寸話【税理士 新井勇気】	20
税務署コーナー	
ネットが便利 申告・納税e-Tax	21
税を考える週間のご案内・年末調整説明会のお知らせ	23
群馬県からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	25
お知らせ・表紙説明	26

着任のごあいさつ

高崎税務署長 田中正治



七月の人事異動で上田署から転任してまいりました田中でございます。

出身は、お隣佐久署管内の佐久市でございます。前任上田署の直前が富岡署に一年、以前前橋署で新設の納税者支援調整官を一年務めておりますので、県内勤務は、通算三年・三度目となります。近年における趣味は、神社・仏閣・史跡めぐりでございます。前任竹田署長同様に、よろしくお願い申し上げます。

着任の週末に高崎市役所で「小学生の税に関する絵はがきコンクール」出品作を拝見いたしました。児童

の目には、社会の至る所で税金が生かされ、多くの人々の日々の生活に空気の如く存在することが良く伝わりました。女性部会の皆様のご尽力、青年部会の皆様の租税教室講師、「よき経営者をめざすもの」の団体「たる高崎法人会の活動の奥深さを、喜びと共に、改めて強く感じた次第です。『自主点検チェックシート』を活用した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」推進についても積極的にご尽力いただいております。国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行の実現」につながる意義ある取組を積極的に実施し引き継いでまいります。

つきましては、来年十月の改正消費税法の施行、特

に軽減税率制度導入に係る私どもの講習会・税務広報等取組につきまして、皆様のなお一層のご支援を賜れば大変心強い限りでございます。

むすびに当たりまして、一般社団法人高崎法人会の益々のご発展と、会員各位のご健勝、各事業のご繁栄を祈念し、着任のあいさつとさせていただきます。

田中署長略歴

平成24年 7月	関東信越国税不服審判所	副審判官
平成25年 7月	税務大学校	総合教育部教授(所得税担当)
平成27年 7月	関東信越国税局	課税第一部国税訟務官室主任訟務官
平成28年 7月	富岡税務署	署長
平成29年 7月	上田税務署	署長

高崎税務署の人事異動

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

新幹部職員等(法人課税関係)

(敬称略)

職名	氏名	前任署等
署長	田中正治	上田税務署長
副署長(管理・徴収・法人担当)	三井浩	関東信越国税不服審判所 審判官
副署長(総務・個人・資産担当)	神蔵進一	留任
総務課長	栞山義浩	関東信越国税局 資産税課 課長補佐
法人課税第一部門統括官	加藤明	館林税務署 法人課税第一部門 統括官
法人課税第一部門法人会担当	加藤正信	高崎税務署 法人課税第四部門 上席調査官

平成31年度

税制改正に関するスローガン

○財政健全化は国家的課題。

目標の早期達成に向けて全力を！

○少子高齢化の急速な進行は不可避。

社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！

○中小企業向け税制措置を拡充し、

真の経済再生を！

○中小企業は雇用の担い手。

事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

はじめに

我が国経済は引き続き緩やかに拡大しているが、自律的で力強い好循環に入っただとは言い難い。良好な企業業績や人手不足感の強まりにもかかわらず、賃金や個人消費への波及力が十分ではなく、依然として安倍晋三政権の宿願であるデフ

レ脱却にも至っていない。日銀が異次元とされる大規模金融緩和を長期にわたって実施してきたにもかかわらず、2%の物価目標は再三にわたり達成時期が延期されたうえ、目標時期の明示そのものまで取りやめてしまった。それどころか大規模緩和の副作用が顕在化したことから、この緩和策の一部修正を余儀なく

された。これはアベノミクスの中核となるべき成長戦略が規制改革の後退などで力強さを欠き、金融政策に依存しすぎた結果であろう。

国家的課題である財政健全化も後退する一方である。政府は国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス（P.L.B.））の黒字化目標の達成時期について、消費税率10%への引き上げを2019年10月に再延期したことなどを理由に、2020年度から2025年度へ大幅に延期した。さらに中間年度に向けた歳出増加額の抑制目標では、社会保障費などの数値設定を避けた。

また、消費税収の使途についても、これまでの年金、医療、介護、子育てという社会保障4経費に加え教育無償化を対象を拡大した。これは「社会保障と税の一体改革」の理念を明らかに逸脱したものであり、財政規律を大きく毀損することを意味しよう。改革の後退を許してはならない。

国際経済面では、懸念されたトランプ米政権の保護主義的政策が米中通商摩擦

などに発展しており、我が国にとっても看過できないリスクとなっている。ただでさえ力強さを欠く我が国経済が変調をきたすようなことになれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業への影響は甚大である。いまから税制を含めた周回的な活性化策が求められよう。

基本的な課題

第一

税・財政改革のあり方

あり方

国と地方の長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ2倍の約1,100兆円に達した我が国財政の悪化ぶりは、先進国の中でも突出している。この目を覆いたくなるような惨状の要因が、社会保障を中心とした「受益」と、税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」という税財政構造にあることは明白である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という構造問題を抱えている。こうした環境下で現在のような税財政構造が続く限り、財政は破たんに向かうこと必至であろう。その危機を回避するには、厳しい財政規律の下、「受益」を大胆に抑制し「負担」を必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」へ構造転換する方法はあるまい。そうした議論は今に始まったわけではない。にもかかわらず、構造転換は目に見える進展を示してこなかった。その理由はなぜか。まず挙げねばならないのは、問題解決を先送りしてきた政治の責任だが、国民一人ひとりにも危機感が欠けていたのではなからうか。

持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」には構造転換を図る明確な意図があったはずである。しかし、これも後述するように、いまや改革理念は色褪せ、政策の本身も明らかに変質してしまっ

た。その原因が指摘したような財政規律の毀損にあったことは明らかであり、現在の危険水域から脱出するには、国を挙げて税財政改革に取り組まなければならない。残された時間は少ない。

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げは昨年、納得できる理由が示されないまま2019年10月へ大幅に再延期された。これに伴い、2020年度のPB黒字化目標達成は不可能となり、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2018）では、その達成時期を2025年度へ大幅延期した。2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

「骨太の方針2018」はまた、2021年度を中間年度として①PB赤字の対GDP比を1.5%程度②債務残高対GDP比を180%台

前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下——とする中間目標を設定した。しかし、債務残高と財政収支の目標値については、本年1月と7月の内閣府試算で示されている高い名目成長率や超低金利を前提とすれば達成できる水準である。しかも、この両指標は金利が正常化すれば、逆に悪化していく点を決して見逃してはならない。また、2018年度を中間年度とした以前の財政健全化計画では政策経費の増加額を抑制する数値を示したのに対し、今回は見送っている。

こうした財政規律の毀損はいたるところでみられる。とりわけ、消費税収の使途拡大は極めて問題である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費を対象としてきたが、新たに教育無償化が加わった。これは一体改革の理念を根拠から覆すことになり、財政健全化を阻害するだけでなく将来の税率引き上げの議論にも影響を与えよう。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

政府が公表した社会保障給付費の長期見通しによると、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、今年度を70兆円近く上回る190兆円に上る。そして、目の前には「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

社会保障給付費は公費と適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

その意味で、今年度は診療報酬と介護報酬の改定年が同時となって注目された。しかし、「薬価」については引き下げられたうえ、2年に一度の改定を毎年実

施することになったものの、肝心の医師の人員費にあたる「本体」は引き上げられた。診療報酬が公費と保険料等から構成されていることを改めて認識して改革を進める必要がある。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

また、医療費と介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

3. 行政改革の徹底

延期されていた消費税率10%への引き上げが来年10月に迫った。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには確実に実施せねばならないが、それは国民に痛みを求めることでもあ

る。「行革の徹底」が消費税引き上げの前提になったのは、それを国民に理解してもらったためであった。

こうした経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないことは明白であろう。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

それを象徴しているのが、「1票の格差」是正と合区対策を理由に、参議院の定数を6増やす見直しが行われたことである。これまで、衆参両院では「1票の格差」是正を目的に定数見直しを行ってきたが、国民の期待する改革はもともと抜本的な議員定数の削減である。今回の定数増が改革に逆行するのは明らかであり、とても容認できるものではない。

また近年、税金が含まれている政治資金について不適切とされる支出も目立っており、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の

適正化を図るべきである。
国民の政治と行政に対する不信感は極度に高まっている。もはや、改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。また、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
税率引き上げに向けては、

消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用が開始されたにもかかわらず、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、国民の信頼感を得ることが欠かせない。そのためには、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。さらに、国民の利便性を高める観点からは、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。
今後は社会保障と税、災

害対策となつている利用範囲をどこまで広げるかが重要課題となるが、広範な国民的議論が必要となる。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

第二

経済活性化と

中小企業対策

我が国経済は好調な企業業績などを背景に、緩やかな拡大基調を続けている。アベノミクス最大の成果といわれる円安・株高傾向が比較的安定的に推移してき

たからだが、その支えとなつてきた異次元の大規模金融緩和政策が修正局面を迎えている。

日銀が2%のインフレ目標達成の時期明示を取りやめる一方で、長期金利の誘導目標金利の上昇を容認したのである。政策修正の背景には市場機能の歪みや銀行収益圧迫による金融機能への懸念が指摘されており、明らかに金融政策の限界を示したものと見えよう。

アベノミクスの柱である成長戦略も、「一丁目一番地」であったはずの規制改革が勢いを失った。「骨太の方針2018」では生産性向上を目指し、教育無償化などを中心とした「人づくり革命」や残業の罰則付き上限などの「働き方改革」を目玉として掲げているが、こうした政策が潜在成長力にどの程度貢献するかは定かではない。

海外経済に目を向けると、環太平洋経済連携協定(TPP) 離脱や中国などとの通商摩擦を惹起しているトランプ米政権の保護主義リスクが顕在化してい



企業のために、
経営者とともに。



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

る。こうした点を考慮すると、我が国の経済戦略全体を再構築する必要がある。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や事業承継税制のさらなる環境整備が求められよう。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。

しかし、OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

第二

地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の

活性化にとつても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であること

を改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」で東京一極集中の是正などを図ろうとしているが、そのためには地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築できるかがカギとなろう。

地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法をどう開発していくかが大事なのである。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながらない。さすがに総務省も昨年4月、返礼品の送付について一定の基準を設けたが、そもそも住民税は

居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納

税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題視された財政調整基金など地方の基金残高総額も、21.6兆円（28年度決算）に膨らんでいる。国のPBが大幅赤字で地方が黒字という財政状況を考えれば地方交付税の相応の削減が必要になるが、今年度予算では数百億円にとどまっている。

そもそも、地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

第四

震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期で

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る 医療補償 **ハイパーメディカル**

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災**

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

ある「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

第五

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法

人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税目別の
具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調

達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(2) 少子化対策

③ 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
NEVER

NEW
生きるための
がん保険
Days 1



心配な
「がん」の
備えに

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Afiac アフラック

群馬支社 〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー 13F
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

AFPサマリー-2018-5007-1803023 2月1日

として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。

② 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税

者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信任も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれていたため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政

の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のた

めに法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているもの、不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAx)とのシステム連携を図る必要がある。

※平成31年度税制改正に関する提言より抜粋。全文については高崎法人会HPをご覧ください。
<http://www.takasaki-ho.jinkai.com/>

Affac
 アフラックサービスショップ

募集代理店
(有)井田総合ビジネス
 アフラック い〜な

0120-0269-17

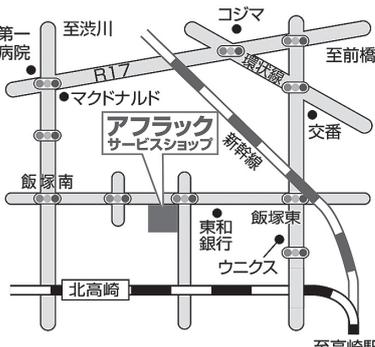
〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
 (営業時間) 祝日定休
 月～土曜日 9:00～18:00
 日曜日 10:00～18:00

※日曜日は月1回程度お休みをいただくことがあります

土日営業



<http://www.idasogo.co.jp>



中小企業診断士 石川アサ子

中小企業が優秀な人材を確保するために

経営戦略として考える働き方改革

社員たちが、自由な働き方をしながら生き活きと生活し、良い仕事をする事で、同時に会社の評判も業績も上がっていく。

そんな不可能に思われることを実現する時が来ました。働き方改革とは、働き方を「改善・改良」するのではなく、根本から変える「改革」なのです。

中小企業の雇用の現状

「人材が確保できない！」ここ数年、そんな中小企業の声を非常に多く聞きます。

現在、日本は人手不足という大きな課題を抱えています。厚生労働省が発表する有効求人倍率（求職者一人に対する求人数）では、最も高かったバブル期終盤の1990年7月の1.48倍という数値を、2016年11月にととう上回り、

2018年3月時点で1.59倍と、高度成長期終盤に迫る勢いで上昇しています。

しかし、（株）リクルートワークス研究所の調査による有効求人倍率では、実は5千人以上の大手企業では0.39倍と今でも低く、一方で299人以下の中小企業に限っては6.45倍と、大企業と中小企業間の格差は非常に大きいのです。

大企業には集中して求職者が押し寄せ人余りの状況、中小企業にとっては少ない求職者を奪い合うという厳しい現実が分かります。

さらに、日本の総人口は減少の一途を辿っています。2015年の人口1億2,709万人から2030年には1億1,913万人と985万人が減少すると推測され、さらに、総人口における生産年齢（15〜64歳）の割合も60.7%から51.4%に減少すると見られています。

企業は常に人が不足していて生産年齢人口も減っている。では、当然、労働力人口も減っているのかという点、実はそうではないのです。

総務省の労働力調査によると、15歳以上人口は横ばいであるのに対し、労働力人口は労働需要に比例して増加しているのです。一体なぜなのか、そこに「働き方改革」のヒントがあります。

なぜ、15歳以上人口が横ばいなのに対し、2012年以降顕著に労働力人口が増えているのかと言えば、その理由は明快で、15歳以上でこれまで働いていなかった人が徐々に働き始めたからです。

これらの人とは具体的に、女性、高齢者、障がい者、就職困難だった若者、外国人などが挙げられます。つまり、このような人々が、今まで働きたくとも働くことが出来なかったその事情を克服して、働ける環

境をつくることで「働き方改革」の方策なのです。

国が求めている新たな働き方

今（6月時点）、国で審議を進めている働き方法案とは、どのようなものでしょうか。

今、日本は約800兆円という大きな負債を抱えています。企業の財務と同じで、基礎的財政収支（プライマリーバランス）が、歳入より歳出が多ければ、その年度は赤字となり、負債は膨らんでいく一方なので、政府はなんとか近い将来これを黒字化するための計画を進めています。

高齢化が進み歳出となる社会保障費が増える中、少子化での人口減少に歯止めをかけ、何とか将来の市場と労働力となる子供を産む環境を作り、そして、日本企業の99.7%を占める中

安倍内閣のニッポン一億総活躍プラン

生産性向上			
女性活躍	育児・介護 離職ゼロ	同一労働 同一賃金	多様な働き方
長時間労働の是正			
働き方改革	子育て・介護・すべての子どもが希望する教育を受けられる環境整備 希望出生率1.8・介護離職ゼロ・戦後最大の名目GDP600兆円に向けた取組		
名目GDP600兆円の実現 希望を生み出す強い経済		希望出生率1.8の実現 / 介護離職ゼロの実現 夢をつぐむ子育て支援	
ニッポン一億総活躍プラン			
少子高齢化・労働人口の減少			

小企業には、何とか限られた人員でも生産性を向上して良い業績を上げ、市場を活性化させて、歳入である税金を生んで欲しい。

そんな中、平成28年に関する議決された、「ニッポン一億総活躍プラン」では、大きな二つの柱である、①名目GDP600兆円の実現、と②希望出生率1.8の実現／介護離職ゼロの実

現を掲げています。

今回の働き方改革法案は、この2つの柱を達成するための具体的な手段として位置づけられ、長時間労働の是正をベースとして、①女性活躍、②育児・介護離職ゼロ、③同一労働同一賃金、④多様な働き方、に取り組むことで生産性を向上するという目的の元の法案です。

この働き方改革法案の主な内容は以下の通りで、特に問題となっていること、年上限720時間の残業規制に罰則が課せられることです。

- ①長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現
- 労働時間に関する制度の見直し（残業規制、割増賃金、有給休暇）
- 勤務間インターバル制度の普及促進
- 産業医・産業保健機能の強化
- ②雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
- 不合理な待遇差を解消するための規定の整備
- 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

・行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備

現在、オリンピック需要やアベノミクス効果で日本のGDPは2012年度の約494兆円から2017年度では約548兆円へと5年で約54兆円と11%近く回復しています。

このように需要が増えていく中、ただでさえ人員確保が困難で人手不足の中小企業は、更に残業を減らさなくてはならないという、恐ろしい課題と直面しています。

働き方改革とは労働生産性を上げること

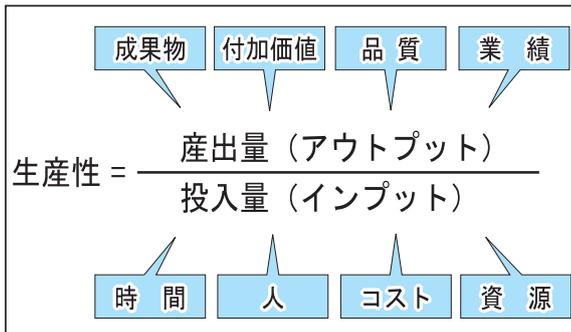
法律が変わるからと、会社から一方的に残業規制やいろいろな休暇や休業の取得の奨励をしても、仕事の仕組みを変えなければ、単純に誰かの負荷が誰かの負荷に振替えられるだけで、全体のモチベーションが下がってしまいます。それは、逆に生産性が下がるとともに、退職リスク

も引き起こし、働き方改革の本末転倒になってしまっています。

企業としては、「働き方改革」の取組みにより、社員の仕事と生活の満足度を上げること、企業の評価と業績を上げていくことを前提とします。

生産性とは、仕事への投入量（インプット）に対する産出量（アウトプット）の割合です。

より少ない「時間」と、「人」のインプットで、今まで通りのアウトプットを産み出すことが生産性向上

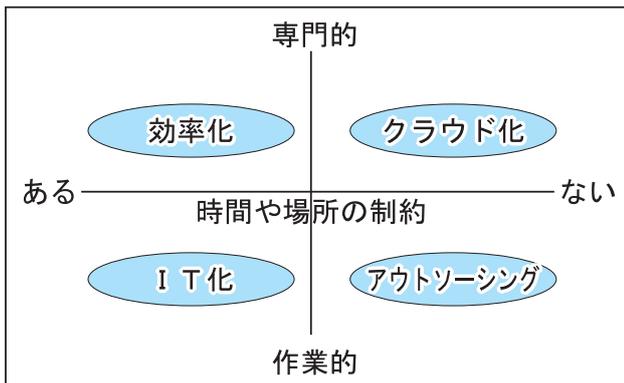


の取組みです。では、実際にどうすれば良いのかという具体的方法を紹介します。

はじめにすべきことは、会社の中に存在する全ての仕事を棚卸して一覧表にして、

- ①仕事の質：専門的（属人的）かそうでないかと、
- ②制約：時間や場所に制約があるかの二つの軸で振り分け、

その後、それぞれの仕事の性質に応じた、働き方改革の取組みを検討します。



○専門的かつ制約なし…クラウド化（TV会議含む）

スケジュールやファイルなどを共有するグループウェアや顧客管理データなどをクラウドIT化することで、会社に在席しなくても自宅や客先などで仕事を行う、など。

○専門的かつ制約あり…効率化
電話や会話など他の仕事を代入れない「集中時間」や「集中ルーム」を設ける、など。

○作業的かつ制約なし…アウトソーシング
自社以外の専門の会社に業務を委託、外注する、など。

○作業的かつ制約あり…IT化・機械化
業務ソフトや機械を導入し、業務処理のスピード化、自動化を図る、など。
とくに、ITを導入する中小企業に対しては、IT導入支援補助金などもありますので、この機会には是非活用されては如何でしょうか？

老舗企業の淘汰から見えるもの

過日、信用調査会社の帝国データバンクの発表によると、昨年、業歴100年以上続く老舗企業の倒産・休業・解散が過去最多の461件に上ったようです。

3年連続で前年度を上回っている背景について、老舗企業は地方経済疲弊の直撃や、インターネットをはじめとするIT化の進展で加速するビジネス環境変化への対応が困難になり、必要利益が確保できていないことを指摘しています。

利益の確保は、企業が存続していく上では欠かせないものです。

そもそも、利益とは何かということですが、アメリカの経営思想家であるミュラータイムは「富の創造」で、「春に粃を蒔き、秋にコメを収穫する」との例示で、粃の代金と収穫までに要する労力や肥料代がイン

プットで、コメを売って得た収入がアウトプットであり、このアウトプットとインプットの差こそが、利益であり、富であると定義されています。アウトプットを大きくし、インプットを小さくすれば、利益は大きくなることは理解できると思いますが、このアウトプットをいかに大きくしていくかこそが、自社にあった時流適合の最適なビジネスモデルを構築していくかが経営者に問われています。

また、同時に、今日喧伝されているように、インプットを小さくするための努力として、生産性を向上させていくについても、取り組んでいかなければなりません。まさに、利益を生み出していく仕組み作り、ビジネスモデルの構築こそが、経営の原点に置かれている所以です。

企業の利益の源泉が顧客からの支持にあることは間違いないことです。だとすれば、顧客第一主義の立場に立って、いかに自社がどのような仕組みでのビジネスモデルで顧客に役立ていくかが問われています。

よく「老舗企業は『革新の連続』である」と言われます。それは、取りも直さず、老舗として生き残っていくためには、幾多の難局に突き当たっても、それを乗り越えるために、自社が

“一人十色” 対人関係に傷つかないコツ

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆時と場合でヒトは異なる 反応をします

「一人十色？」ちよつと聞き慣れない言葉かもしれませんが。十人十色なら、人それぞれ考え方や好みが違うという意味で、よく知っていると思います。元々マーケティングで使われる言葉です。ひとりの顧客でも時と場合によってニーズが異なるというのが「一人十色」です。これを、ぎくしゃくした対人関係を改善する方向に考えてみてはどうでしょう。

中堅メーカーで、社員の就業時間や勤怠管理の業務を担当していたTさん（33歳）は、実直で仕事熱心。パソコンのスキルも高く、職場でも信頼されています。

た。「もつと融通がきく性格ならいいんでしょね」というのが自己分析でした。同僚との関係に悩み、不眠が続いて心療内科に通院するようになった原因も、この性格が影響していたようです。

関係が悪化した同僚とは、40代の女性で、ベテランの域に達し、ときばぎと仕事をこなしていました。製造現場の各部署の事務担当者にも笑顔で接し、スピーディーな対応が評判でした。ただTさんが気になつていたのは、勤務時間結果や勤怠報告書を見ながら、名前を読み上げ「この人休んでばかり。何やってんだ」と舌打ちしながら個人攻撃を始めることでした。

た。あげくの果てには「こは上司がドジだから」と、聞くに堪えないような言葉を吐き続けるのです。その場を離ればよかつたのですが、定時退社をモットーにしているTさんは、仕事が滞ることを嫌い、我慢し続けました。その結果が体調不良。不眠や食欲減という身体症状から、憂うつ、やる気減退などの精神・心理状態の悪影響も出ました。なによりも、ここにいたら自分が壊れる、という恐怖に近い不安感でした。睡眠導入剤で何とか眠れるようになりましたが、出勤してもあの女性がいる、と思うと、家を出る気力もなくなる日もありました。

いる一方で、「感情の起伏が激しい」「切れたら怖い」と語る人も少なくなかつたようです。自然に、その女性とは距離をおくという付き合い方が広がっていきました。

このような女性を、「一人十色」ととらえることができるでしょう。ひとりの人間でも、一日の間に気分が移り変わることはよくあります。仕事があまく回っている時は上機嫌で、そうでない時は不機嫌。どんな場合でも表情は変えない人、など様々な“色”を持つているのが人間です。いつもは話しやすい上司でも、日によつては反応が素っ気ないと受けとめられることもあるでしょう。仕事や表情が変わる原因として、プライベート面での出来事があるかもしれませ

ん。

「人づき合いに疲れて自分を失っています」というのが、Tさんの相談内容

◆相手への想像力を、自分も工夫する余裕を

Tさんが嫌悪感をもつた

その女性について、社内では「八方美人」という評判で、表向きは明るく接して

でした。その背景を聴いて浮かんだのが「一人十色」という用語でした。相手もこんなタイプとひとつだけに絞ってしまうと、落ち込んでしまうことがあるでしょう。相手の“色”を、その時、こんな場合、と想像力を働かせることを意識してみようとTさんに語りながら、自分の“色”も忘れないように、と付け加えました。

自分のスタンスを意識することも重要です。距離をおいているという同僚の姿勢も、時には手本になるでしょう。職場の対人関係をこじらせないコツは色々な所にあります。



日大アメフト不祥事の教訓

日刊工業産業研究所 所長 岡田 直樹

監督やコーチの指示に従わなければ選手生命を絶たれるかもしれない。恐怖政治のような上下関係のもとで権力が暴走すると、歯止めがかからず、人を狂気に走らせる。日本大学アメ

リカンフットボール部の悪質タックル問題は、冷徹な組織の掟が温床になったことを、不正が相次ぐ産業界は警鐘と受け止めたい。

日大アメフト部では、選手が監督と言葉を交わす機会は皆無に近く、監督は雲の上の絶対権力者であったことが、選手の証言から明らかになっていく。本来は厳しい指導を和らげる緩衝剤になるはずのウエットな人間関係が欠如し、命令系統だけ機能しているところ

が、稚拙で、不気味で、いかにも今日的である。この「乾き切った権力構造」を企業に当てはめると、経営破綻を招く要因そのものではないか。現場や現実を軽視するワンマン社長。社内にて度が横行し、挙句は損失隠しなど企業の存立にかかわる重大事が発覚する。謝罪会見を開くも、逆に世間の不信感を強め、ネット上での炎上に油を注いでしまう。日大が上場企業なら株主の信任を失い、市場から退場を宣告されているだろう。

モノづくりの根幹を担う大企業で、品質・検査データの改竄といった不正が止まらない。社内から報告があっても上層部が見て見ぬ

ふりをしたり、なかには経営層が関与していたり、隠蔽を指示したりするケースもある。一強体制のもとで、度が蔓延ると、現場はますます都合の良い情報しか幹部に報告しなくなる。産業再生の最前線で活躍してきた日本人材機構の小城武彦社長は、破綻する日本企業には共通のメカニズムが駆動していると自著『衰退の法則』で説いている。『ダメ企業』で出世する条件として「幹部の意向を付度し実現に向けて社内調整する力」、「派閥などへの所属」、「出すぎず気が利く」の3点を挙げる。

そのうえで「付度や社内調整が出世の条件と気づけば、出世願望の強い社員ほど付度のワザに磨きをかけ、幹部の意向を変えることはしなくなる。事業環境が安定しているうちはいいが、いったん環境変化が起きると弊害が噴出し、企業は破綻へ向かう」と警告す

る。組織人のひとりとして、周囲で付度らしきものを見聞きしたら、加担しない分別は持ち続けたいと思う。「相手の気持ちを慮って行動する」。付度は中国最古の詩集『詩経』に由来し、いつしか日本人の奥ゆかしさや気遣いを表すようになった。それが森友・加計問題をきっかけに「あなたのため」と見せかけて、内実は自己保身や見返りを期待するTV時代劇の「越後屋的」な毒気を帯びてしまったのは残念だ。

悪質タックルをした学生には、付度上手とは対極の正々堂々とした人生を歩んでほしいし、何より産業界がフェアプレーの手本を示すべきだろう。



T&D
T&D 特約グループ

**安心できると、
新しい未来が見えてくる。**

企業保障約37万社
※平成28年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
TEL 027-223-5260

ポーター賞
2004年受賞

企業保障

何をもって 判断基準とするべきか

ジャーナリスト 海部隆太郎

5月連休前、取材でロサンゼルスへ。自分では観光地と位置づけていたのだが、以前とは違う注目すべき大きな変化があるとの知人の声に押され、会いたい人たちとのアポも容易に取れたこともあって気軽な気持ちで出発した。

まず、目についたのが市内と郊外を結ぶ建設中の鉄道。後学のため一部開通した区間に乗車したが、座席はプラスチック製で固く、アメリカでは一般的なのだろうが快適さはない。それでも車両後部に日本のメーカー名と製造年月を示す銘板が貼ってあったのは、嬉しい驚きだった。全線開通すれば便利になるだろう。それを見越してか、すでに完成した空港の近くに

る駅周辺には、IT企業や起業家たちが集結し始めていた。大手ネット通販会社が本社を移転する話も聞いた。取材した企業によると

「ここはシリコンビーチと呼ばれ、シリコンバレー、シリコンアレー（NY）に次ぐ第3のスタートアップ地帯」になつていっているという。地域に起業家たちを応援する仕組みがあり、家賃も他に比べ安いことなどが、新たなロスを創り上げる要因となつてい

る。このほか新たな発見や「百聞は一見に如かず」と感じる取材も多くあった。余談ながらアナハイムまで足を延ばし、エンジンテスト大谷選手の試合を観戦した。開始時刻の午後7時には満席状態。さぞやエン

ジェルスの赤いユニホームで埋め尽くされると思っていたが、実際は対戦相手ヤンキースの縦縞ユニホームの方が多

「ボロを着ても心は錦」と
第一印象の相関は

取材で会うのは、大半が初対面の人。質問する前には、気を悪くしないか、正直に話してくれる人かを判断する習性が身についている。相手を見極めようとするのは、自分の気の弱さなのか慎重な性格なのかは分からない。ただ、判断材料はどうしても容姿が最初になる。もちろん見た目がすべてではないはず。

アメリカの心理学者が提唱した「メラビアンの法則」によると、人は話の内容などの「言語情報」や、話し方などの「聴覚情報」よりも、見た目の「視覚情報」を重視する傾向にあるとい

う。これは多くの人に對し自身の考え方を伝えようとする際に役立つ概念である。第一印象では見た目が大事だということだ。くだいようだが、これが絶対ではないと思う。

今回、ロスで取材した起業家はジーンズに穴の開いたTシャツだった。どう見られるかなど構いなしのスタイル。それでも熱心に未来を語る姿は好印象であり、時間が経つにつれ印象は変化した。私が話を聞かれるのではなく、話を聞こうとしていたからだろう。

いずれにせよ、ボロを着ても清潔であれば、その後の話の内容に自信があれば、相手への印象は変えられると感じた。それでも難しいのは自然に振る舞える「顔」だ。私は「自分の顔に責任を持って」と言われる年齢をはるかに過ぎてしまった。未だ責任を全うできていない。せめて見た目だけでも良くしなければいけない。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

優良法人特別部会

「優良申告法人制度」

優良申告法人制度とは、全国各地の税務署が管轄し、税務調査を行う法人（一般的に資本金が1億円未満）のうち、その申告内容などが過去数年間にわたって良好である法人を税務署が表敬する制度のことです。

優良申告法人の選定期間は税務署により異なりますが、選定は毎年行われます。

「優良法人特別部会」

優良法人特別部会は、高崎税務署管内の約一万社の中で、過去に税務署より優良申告法人制度に基づき「優良申告法人」として高崎税務署より表敬を受けた法人（現在77社）で組織する会です。

優良法人特別部会からのお知らせ

税務署から、初めて優良申告法人の表敬をお受けになられた際は、お手数とは存じますが、一般社団法人高崎法人会優良法人特別部会事務局までお知らせください。

また、優良法人特別部会へご加入いただければ幸いです。

（電話027-363-4526）

女性部会

第9回

税に関する絵はがきコンクール

昨年度、小学生たちに応募していただいた総数、3257点を高崎税務署管内の公共施設（高崎市役所・渋川市中央公民館・安中市文化センター・高崎市役所群馬支所・吉岡町文化センター・榛東村南部コミュニティセンター）へ展示し、市町村民の皆様が作品を見ていただきました。

子供たちは、毎日の生活の中で税金がどのように役立っているのかを勉強し、絵はがきを書いてくれました。素晴らしい作品を見て、訪れた皆様も改めて税金の果たす役割を認識していただけたのではないのでしょうか。

このコンクールは、女性部会の基幹事業の一つになっております。関係各位のご協力ご支援に感謝し、30年度も一丸となって活動を行っていきたくと考えております。



高崎市役所群馬支所

青年部会

・親睦ゴルフコンペ

平成30年9月6日（木）、青年部会では、税理士会青年部との共催で親睦ゴルフコンペを開催しました。

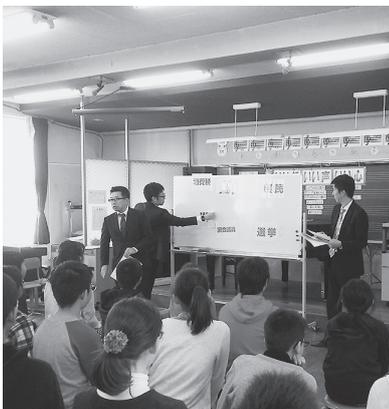
コンペ終了後、交流会を開催。租税教室等連携して事業を行うなど相互理解が求められる両会の交流の一助となりました。

・租税教室

本年度も11月より、租税教室が本格的にスタートいたします。

本年度は、高崎税務署管内のすべての小学校が租税教室を実施することとなり、高崎法人会青年部会ではその内の41校を担当することとなりました。

各支部長様をはじめ部会員の皆様もご多忙とは存じますが、講師・アシスタントとしてご協力の程よろしくお願いいたします。



平成29年度租税教室の様子

青年部会・女性部会では新入部会員を募集しています。

青年部会…会員企業の50歳迄の経営者、役員・幹部社員、または青年部会の趣旨に賛同する方。

女性部会…会員企業の女性経営者並びに役員・幹部社員、または女性部会の趣旨に賛同する方。

部会入会をご希望の方は同封の入会申込書にご記入いただき、事務局までご返送ください。ご不明な点は事務局までお問合せください

部会員
募集中



（一社）高崎法人会 事務局

TEL : 027-363-4526

http://www.takasakihojinkai.com/

渋川

渋川山車まつり

渋川山車まつりは、350年の歴史と伝統を誇る、渋川市を代表する夏祭りです。

華麗な彫刻と色鮮やかな緞帳に彩られた19台の山車は見る者を魅了し、笛や太鼓の音を響かせながら市内中心街を巡行します。長い

2本の曳き綱を先頭の綱頭の裁量で左右上下に、時に曳き手同士がぶつかり合いながら氣勢を上げるのが魅力で、全国でも例を見ない「あばれ山車」とも呼ばれています。盛り上がりを見せるのは、渋川八幡宮へ向かう急な坂道を勢いよく上る「八幡坂上り」で、距離約550m、高低差30mの坂は山車の巡行の坂としては日本一と言われている。

まつりの起源は、寛永7年（1631年）に始まった六斎市と、その繁栄を願



い創建された八坂神社の神輿渡御にさかのぼります。市日に行われていた祭礼が渋川祇園として定着し、その後安永年間（1772〜81年）にかざり屋台が登場しますが、これが今日の山車まつりのルーツとされています。現在は、2年に一度8月中旬に2日間にわたり行われており、今年は開催年として多くの来客で賑わいました。次回は再来年（2020年）に開催される予定です。

松井田

会員企業紹介

株式会社 荻野屋

一、企業概要

代表者 代表取締役社長 高見澤 志和

所在地

安中市松井田町横川三九九
TEL〇二七―三九三―二三二一

二、会社PR

弊社は今年で創業133周年を迎え、峠の釜めしは昭和33年の誕生以来、60周年を迎えることができました。これからも小さな器に大きなまごころを込めたお弁当をつくり続け、皆様へお届けいたします。

三、新店舗紹介

弊社初の洋食レストラン



ン「La Rocca」が高崎駅ビルモントレイ5階に、7月20日開店しました。

「Rocca」とはイタリア語で砦であり、シンボルの六角形は調和と安定を表しています。砦のように確固たる地位を築き、調和と安定をテーマに、「働く女性の健康をサポート」をコンセプトとした、ランチはbuffet、ディナーはバル形式のお店です。皆様のご来店をお待ち申し上げます。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんをきむ
病気やケガの備えに

ちゃんと応える
医療保険
NEVER

NEW/

生きるための
がん保険
Days 1

心配な「がん」の備えに

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Afiac アフラック

群馬支社 〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー 13F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

AFPサマズ-2018-5007-1803023 2月1日

伊香保

会員企業紹介

株式会社 大澤屋



代表取締役
大河原秀之

一、所在地

渋川市伊香保町水沢一九八
TEL 〇二七九一七二一三二九五
HP : <http://www.osawaya.co.jp/>

二、事業概要・会社PR

水沢うどん街に「大澤屋」2店舗、伊香保温泉入口にカレーうどん専門店「游喜庵」を運営。大澤屋ではコシが強くのど越しの良い水沢うどんと舞茸



メニュー例『楓』

三、経営理念

「食を通じての幸せ創造」食べることの楽しさ、美味しさから生まれるコミュニケーション。大澤屋の水沢うどんを召し上がった全てのお客様が笑顔になりますように思いを込めて、日々うどん作りをしています。



店舗外観

吉岡

会員企業紹介

株式会社 クラウト



代表取締役
石坂建也

一、所在地

北群馬郡吉岡町
大久保二四二四一五
TEL 〇二七九一五五一一九一七

二、事業概要・会社PR

当社は、平成20年より吉岡町に株式会社クラウトを設立。現在は、インスタアベーカー「クラパン」を主体に安心・安全な地元素材を使用した、美味しく、リーズナブルなパンの製造・販売



店舗外観

三、経営理念

お客様へ食の安心・安全を第一に考え、社社のこだわった美味しいパンを皆様に提供することに誠意を持って取り組んでいきます。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル**
業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災**
業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

東 様

会員企業紹介

株式会社 卯三郎こけし



代表取締役
岡本有司

一、所在地

北群馬郡

榛東村長岡一五九一

TEL〇二七九一五四一六七六

二、事業概要・会社PR

弊社は昭和30年創業以来、各こけしコンクールに於いて内閣総理大臣賞を始め多数の賞を受賞し、近年では従来のこけしに加えキャラクターこけしも製造し人気を博しております。



社屋外観

三、経営理念

観光事業としては、工房見学・こけし絵付体験教室・こけし資料館(約1000点展示)があります。多くの皆様に安らぎと癒しを届ける表情豊かな誰にも愛されるこけし造りを目指しております。

吉 井

会員企業紹介

株式会社 麻生商店



代表取締役
麻生洋佑

一、所在地

高崎市吉井町吉井一五

TEL〇二七一一三八七一一〇二七

二、事業概要・会社PR

当社は明治30年に創業、昭和30年に設立しました。米類・肥料・飼料・セメント等の商品を、信頼あるメーカーの特約店としてお取り扱いいたします。商品1つより配送いたしますので、お気軽にお問い合わせください。また、当店オリジナルデザイン袋入りの記念品・贈



社屋外観

三、経営理念

「農家の繁栄なくして弊社の繁栄なし」の考えのもと、「農家のために」「農家と共に」を基本理念とし、共に成長・発展し、それぞれが「意志ある農家」「意志ある肥餌料商」となりうるための経営を実施しております。そして、「意思ある消費者」へ「意志ある農家」の栽培した「意志のこもった農産物」をお届けして参ります。

法人会は

「正しい納税・健全な経営・社会貢献」

をテーマに活動する全国約80万社の経営者の団体です。

いつの時代も「企業」と「税務」は切っても切れない関係であります。長年、法人会は、正しい納税者の団体として、企業と税務のパイプ役として、また、良き経営者を目指すものの団体として各種事業や社会貢献活動を行っています。

税理士会

税理士会からのお知らせ

関東信越税理士会
高崎支部 税理士 柏 昌幸

租税教室の推進

国税庁では、次代を担う児童・生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の充実に

向けて支援を行っています。税理士会高崎支部でも、小学校、中学校のみならず高等学校、大学並びに社会人等に向けての租税教室の実施を積極的に推進しています。

「税を考える週間」における広報活動

国税庁では、日頃から国民の皆様は租税の意義、役

割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年十一月十一日から十一月十七日までの一週間に「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

税理士会高崎支部では、「税を考える週間」の広報活動の一環として高崎駅にてポケットティッシュの配布を関係各所の方々と共に行っています。

確定申告期の税務支援事業

確定申告期には、以下の

税務支援事業を行っています。

- (1) 税理士事務所における無料申告相談
- (2) 支部事務局における税務相談
- (3) 各種団体に対する派遣業務
- (4) 各地商工会、青色申告会の決算・申告検討会への派遣
- (5) 群馬高崎農協税務協議会のJA組合員に対する申告相談会の開催
- (6) 各金融機関の申告相談会の開催
- (7) 高崎税務署及びピエント高崎における無料相談会
- (8) 国税庁が開設する「申告案内コールセンター」における電話相談
- (9) 税理士会独自会場における無料税務相談

無料相談所の開設

管内の高崎市役所、榛名支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、吉井支所、倉渕支所、安中市役所、松井田支所、渋川市役所、榛東村役場、吉岡町役場において無料の税務相談に応じています。ただし、無料相談できるものは税務上の一般的な取り扱いの説明などに限らせていただいています。

詳しい開催日、会場、開催時間、定員、事前の電話予約制の有無などについては税理士会高崎支部ホームページ、各市町村の広報誌にてご確認ください。

このように高崎支部の税理士は各方面で幅広く税務支援事業に携わっております。法人会会員の皆様におかれましては今後とも引き続き税理士の税務支援活動へのご理解を賜りますようお願いいたします。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営**

話

「税理士の資格者数について」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 **新井 勇氣**

表1：各資格者の人数状況（単位：人）

	全体人数 うち女性（比率%）	うち 群馬県
税 理 士	77,327 11,423 (14.8)	826
公認会計士	30,316 4,220 (13.9)	85
弁 護 士	38,980 7,179 (18.4)	289
労働力人口	66,968 千人	1,007 千人

税理士は2018年3月31日現在。弁護士、公認会計士は2017年12月末日現在。労働力人口はモデル推計値、2018年1-3四半期平均。

世の中にいるいわゆる士（サムライ）業と呼ばれる国家資格者の中でも、税理士は法人会の方々にとって最も身近な存在かもしれません。では、税理士資格者はどのくらいいるかご存知でしょうか。

左記表1は、税理士資格者と、他の難関と言われる弁護士、公認会計士の登録者数の状況をまとめたものです。ごらんの通り、税理士の登録者数は他の資格者の倍以上いることがわかります。

○資格別税理士登録者数
ところで、ひとくちに税理士と言っても、その資格を有するルートが複数あることはよく知られていることと思います。それをまとめたのが表2です。割合として半分近くを占めているのが試験合格者で、これは、税理士試験を受験し、会計科目、税法科目あわせて5科目を合格し

ます。全国的に見れば労働力人口の千人に一人より多い割合（ただし、群馬県内では0.8%くらい）の人数がいることとなります。千人に一人の割合というと、そこまで珍しくもないのではないかと気がします。また、なにかと女性活躍が叫ばれる昨今、女性比率（全国のみ）がどうなっているかを見ますと、最も高いのは意外にも（？）弁護士で、税理士は15%弱に過ぎないということになっています。

○高い平均年齢
税理士の平均年齢は60歳を超えています。これは、税理士試験が毎年ひとつひとつの科目を合格していったら5科目合格となれば良いため、試験合格者の年齢が高くなりがちなことと、税務署OBの税理士が相当数いることが要因です。表はありませんが、年代別で最

た者です。次に占めるのが試験免除者で、ここにいわゆる税務署OBや大学院で修士課程を修了したことで（一部）試験を免除された者が含まれます。公認会計士の資格を有する者は別途改めて税理士試験を受けることなく税理士として登録できますが、最近では公認会計士の人数が増加したことに伴い、公認会計士での税理士登録者も増え、平成29年度の新規登録者の2割弱を占めるまでになっています。



も多いたるは60歳台で全体の25.7%であり、逆に30歳台は全体の8.0%しかないという状況です。税理士業界も高齢化の例外ではありません。

表2：資格別税理士登録者数

資 格	人数	%
試 験 合 格 者	34,914	45.2
試 験 免 除 者	27,953	36.2
特 別 試 験 合 格 者	4,176	5.4
公 認 会 計 士	9,631	12.4
弁 護 士	637	0.8
税 務 代 理 士	13	0.0
資 格 認 定 者	3	0.0
特 別 法 認 定 者	0	0.0
合 計	77,327	100.0

ネットが便利

申告・納税 e-Tax



国税庁e-Tax キャラクター
イータ君

2020年4月から大法人の電子申告が義務化されます

2020年4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人等（以下「大法人」といいます。）について、法人税及び地方法人税並びに消費税等の申告書の提出方法が電子申告に義務化されます。

大法人の電子申告の義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとされており、平成30年4月からは、以下の点が変更されます。

- 土地の収用証明書等の申告書への添付を省略できます。
- イメージデータ（PDF形式）として送信された添付書類について紙原本の保存を不要とします。
- 法人税の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止され、代表者のみの記名押印制度に変更されます。
- 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

上記以外の施策も、大法人の電子申告の義務化開始までの期間に順次、実施していく予定です（実施状況等は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）で公開します。）。

e-Taxならこんなメリットがあります

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続きをすることができます。
- 2 申告書、申請書、添付書類をインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
（e-Tax：370円 書面：400円）

添付書類の提出はe-Taxが便利です

出資関係函などの一部の添付書類については、イメージデータ（PDF形式）により提出できます。

さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式（CSV形式）のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式（XBRL形式又はXML形式）に変換して提出できます。詳細はe-Taxホームページでご確認ください。

※財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ（PDF形式）での提出はできませんのでご注意ください。

納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続きに便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



e-Taxのセキュリティ対策

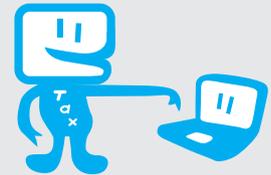
e-Taxで送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続きを行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
- ▶ 5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日

8時30分～24時

※所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間（土日祝日等を含みます。）となります。
 ※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。



お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e- コ ク ゼ イ
 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

- マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マ イ ナンバ ー
 マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
 (音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時
- ▶ 土日祝 9時30分～17時30分（12月29日～1月3日を除きます。）

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。
 なお、最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

※e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。
 なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いします。



詳しくは、**e-Taxホームページ**を
 ご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

🔍 **イータックス**

検索

平成30年(2018年)4月

平成30年度「税を考える週間」のご案内

国税庁は、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、集中的に税についての各種の広報活動を実施しています。平成30年度は「暮らしを支える税」をテーマとし、税の役割や適性・公平な課税と聴衆の実現に向けた庁局署の取組について紹介するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けることとしています。

なお、本年度高崎税務署管内では、下表の行事が予定されております。

日 時	行事名および開催場所	行 事 内 容 等	主催団体等
11月12日(月) 7:00～9:00	高崎駅前街頭広報 高崎駅	「税を考える週間」 ポケットティッシュ 6,000 個の配布	法人会・関東信 越税理士会高崎 支部
11月12日(月) 15:00～17:00	納税表彰式 (ビエント高崎)	税務署・県税事務所の納税功労者の表 彰及び作文入選者への賞状授与	税務署・県 税団協
11月11日(日) ～11月17日(土) (期間中及びその前後)	中学生・高校生の作文展 管内全市町村役場ほか	中学生・高校生の「税に関する作文」 の優秀作品の展示	税団協 税務署
11月16日(金) 18:30～20:00	公開講演会(※) (高崎市総合福祉センター たまごホール)	吉川美代子氏による公開講演会の開催	法人会 (全地区会合同)

(※) 公開講演会の詳細につきましては、同封のチラシをご参照ください。

平成30年分 年末調整説明会のお知らせ

年末調整説明会を、次の日程で開催いたします。

本年も、年末調整関係資料を事前に送付いたしますので、説明会にご出席の際はお持ちくださるようお願い申し上げます。

開 催 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成30年11月13日(火)	10:00～12:00	群馬音楽センター
	13:30～15:30	高崎市高松町28-2

(注1) 午前・午後のいずれか、ご都合のよい時間に会場へお出かけください。

(注2) 駐車場につきましては、用意しておりませんのでご注意ください。

*用紙は従来どおり税務署の窓口でもお受け取りいただけますが、一部の用紙につきましては、国税庁ホームページから各種用紙のダウンロードにより、ご使用いただけます。(国税庁ホームページ www.nta.go.jp)

許しません! 不正軽油

不正軽油とは？

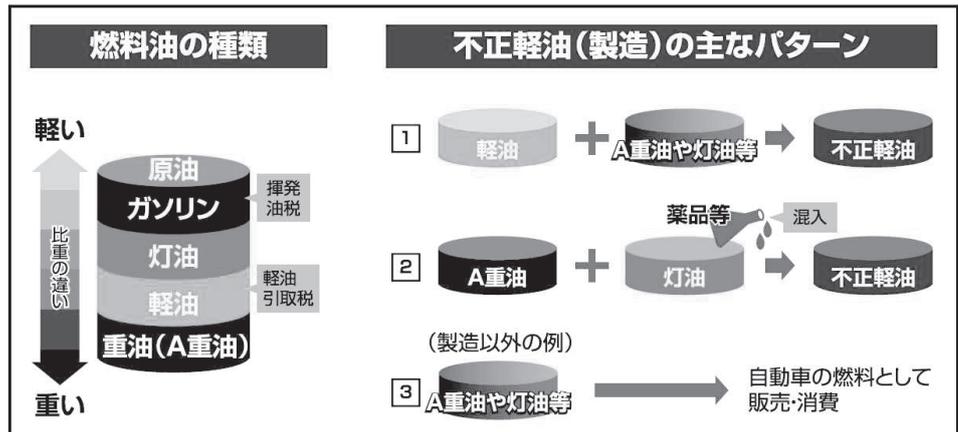
軽油には、1リットル当たり32.1円の軽油引取税が課税されています。
不正軽油とは、脱税目的で軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油や重油を軽油と称して販売、消費される燃料のことをいいます。

不正軽油は、**悪質な脱税行為**であるだけでなく、

- ・ 排ガス中の有害物質を増加させ、私たちの**生活環境に大きな被害!**
- ・ 石油製品販売業、運輸業、建設業等の**公正な市場競争を阻害!**

《不正軽油は、**犯罪**です!》

不正軽油を製造したり、販売することはもちろんのこと、不正軽油と知って購入、使用した人にも、罰則が適用されます。



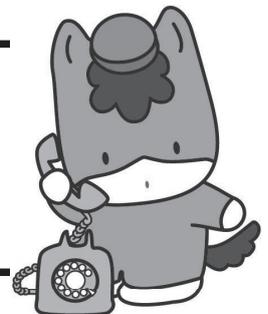
群馬県では、不正軽油に関する情報提供を呼びかけています。

- 著しく安い価格で軽油の販売をしている業者がいると聞いた。
- トラックに、灯油や重油を給油している人を見かけた。
- 廃業したガソリンスタンドにタンクローリーが出入りしている。 など

【不正軽油110番】☎027-231-2801

(前橋行政県税事務所 県税課 軽油広域調査係)

なお、提供いただいた方の秘密は厳守します。



群馬県不正軽油撲滅対策協議会

群馬県石油商業組合、(一社)群馬県トラック協会、(一社)群馬県バス協会、
(一社)群馬県建設業協会、国土交通省群馬運輸支局、群馬県警察、群馬県

新会員・部会員紹介

	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
	榛名 ① (有)多胡建設 ② 多胡辰彦 ③ 高崎市上里見町 ④ 建設業	高崎 ① ヤワタ工業(株) ② 境原英子 ③ 高崎市若田町 ④ 建設業	高崎	① 足利不動産(株)前橋支社 ② 関口泰男 ③ 前橋市千代田町 ④ 不動産業、保険業
女性-渋川 ① 井口建設(株) ② 井口てる代 ③ 渋川市石原 ④ 建設業			高崎	① (株)エイコー ② 星川喜美雄 ③ 高崎市綿貫町 ④ 産廃収集運搬業
	女性-高崎 ① 協和補償コンサルタント(株) ② 平山葉子 ③ 高崎市並榎町 ④ サービス業	群馬 ① (株)ユウキ土建 ② 西山竜平 ③ 高崎市福島町 ④ 建設業	高崎	① (株)エスエフクリーン工業 ② 深見政美 ③ 高崎市飯塚町 ④ 清掃業
問い合わせ先 (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576			高崎	① エミエール(株) ② 濱村廣治 ③ 高崎市高砂町 ④ 小売業
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。				

今後の税務説明会の予定

平成30年度下期「決算税務説明会」日程表

10月16日(火)	14:00~16:00	吉岡町文化センター(群馬、箕郷、吉岡、榛東)
10月19日(金)	14:00~16:00	渋川市・金島ふれあいセンター(渋川、伊香保、子持、北橋、赤城)
10月22日(月)	14:00~16:00	安中市文化センター(安中、松井田)
11月8日(木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)
11月27日(火)	14:00~16:00	榛名商工会館(榛名、倉渕)
11月28日(水)	14:00~16:00	吉井商工会館(吉井)
1月18日(金)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)
3月20日(水)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)

平成30年度下期「新規設立法人税務説明会」

12月13日(木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター
-----------	-------------	-------------

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに
活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。

会
員
募
集
中



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL: 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

表紙説明

大正橋と「SLみなかみ号」

写真は榛名山を背景に利根川を渡る「SLみなかみ号」を北橋町から撮影した物です。

大正橋は群馬県渋川市と旧北橋村を結ぶ、利根川に架かる橋です。今年、歩道橋の設置工事が完了した。

「SLみなかみ号」は群馬県高崎駅—群馬県水上駅を運行している蒸気機関車が牽引している臨時の快速列車です。D-51やC-61を使用していて、昭和の汽車旅が楽しめる人気列車になっています。

大正橋からは、「SLみなかみ号」が走る鉄橋がよく見えるようになっています。鉄橋も高く、川幅も長いので、「SLみなかみ号」が撮影しやすくなっています。おすすめの撮影スポットです。

(北橋地区会)



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第170号

平成30年10月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
(発行所)一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
(企画・編集)広報委員会:委員長 川崎 信行
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

法人会



中小企業向け貸倒保証制度

貸し倒れリスクに 備えていますか？

取引先の法的な倒産または支払い遅延の発生等により手形や売掛金などの売上債権が回収できなくなった場合、売上債権の貸倒れリスクを保証し御社が被る損害の一定部分をカバーする法人会加入のみなさま限定の取引信用保険です。

中小企業向け貸倒保証制度の特徴

- ・分割払い制度
- ・キャッシュレス
- ・全てのお取引先が対象
- ・90%または95%の「縮小支払割合」

中小企業向け貸倒保証制度のメリット

- ・与信管理の充実・向上
- ・キャッシュフローの安定化
- ・貸倒損失の平準化
- ・対外信用力の向上

【お問合せ先】

三井住友海上火災保険株式会社
群馬支店金融法人営業課
〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-10-4
TEL:027-223-6677 FAX:027-221-3843



高崎税務署管内 税務協力団体

一般 高崎法人会
社団法人

吉川美代子氏



私のアナウンサー人生 ～愛される話し方～

日時

平成30年11月16日(金)

開場 午後5時30分～ 開演 午後6時30分～午後8時

場所

高崎市総合福祉センター
たまごホール(2F)

高崎市末広町115-1
TEL:027-370-8822

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

定員

300名

締切

10月29日(月) 必着

※定員を超えた場合、抽選とさせていただきますので、ご了承ください。

無料

プロフィール

講師 吉川美代子(よしかわみよこ)氏 神奈川県横浜市 出身

キャスター・アナウンサー・京都産業大学客員教授

1954年神奈川県横浜市生まれ。早稲田大学教育学部卒業後、1977年TBSに入社。1983年「JNNおはようニュース&スポーツ」でTBS初の女性キャスターを務め、以後、「JNNニュースコープ」、「ニュースの森」(土・日)「CBSドキュメント」のキャスター、「みのもんたの朝ズバツ!」のコメンテーターとして活躍。

又、TBSアナウンススクールの校長を12年務めた。2014年5月に定年退職。

現在は「ゴゴスマ」「バイキング」「全力!脱力タイムズ」などに出演。

著書に「アナウンサーが教える愛される話し方」などがある。

主催：一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会・渋川地区会・安中地区会・群馬地区会・榛名地区会・松井田地区会・伊香保地区会・箕郷地区会
吉岡地区会・榛東地区会・子持地区会・倉渕地区会・新町地区会・北橘地区会・赤城地区会・吉井地区会

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、群馬県高崎行政県税事務所、
群馬県渋川行政県税事務所、関東信越税理士会高崎支部、上毛新聞社

申込み
方法

1. 法人会 会員の皆様

高崎法人会ホームページから
チラシをダウンロードし
FAXにてお申込み下さい。

高崎法人会

〒370-0006 高崎市問屋町 2-7-8 高崎商工会議所ビル 506号

TEL : 027-363-4526

URL : <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

2. 一般の皆様

次の要領で記入した、
1名につき1枚の往復はがきで
お申込み下さい。
(返信面が**入場整理券**となります)

- ① 往信オモテ：高崎法人会住所
- ② 返 信 ウラ：白紙のまま
- ③ 返信オモテ：申込される方の住所・氏名
- ④ 往 信 ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号

①	②
法人会 住所	

③	④
申込者 住所	電話番号